

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成28年5月16日（平成28年（行個）諮問第73号）

答申日：平成30年3月28日（平成29年度（行個）答申第220号）

事件名：本人に対する労災補償給付の不支給決定に関し特定労災医員が作成した意見書に関わる資料の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書①ないし文書④に記録された保有個人情報（以下、順に「本件対象保有個人情報1」ないし「本件対象保有個人情報4」といい、併せて「本件対象保有個人情報」という。）につき、本件対象保有個人情報1、本件対象保有個人情報2及び本件対象保有個人情報4を保有していないとして不開示とし、本件対象保有個人情報3の一部を不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、東京労働局長（以下「処分庁」という。）が、平成27年12月25日付け東労発総個開第27-528号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書、意見書及び意見書2の記載によると、おおむね以下のとおりである。

##### （1）審査請求書

私は、平成27年特定月日に、私の労災審査に関する別紙の個人情報開示請求（「特定局医意見書に添付された資料」）を行いました。

理由は、通常医師が意見書を書く際には、参考にした資料や文献を記載もしくは添付するにも関わらず、特定局医の意見書にはそれがなく、判断の基となる根拠が不明だったからです。また、労働基準監督署が資料を受領する際に当然あるはずの受付日スタンプ印が無く、どのような手順や経過を経て意見書が出されたのか不明だからです。

しかし、担当する東京労働局労災補償課監察官から電話があり、「特定局医がどの資料を見て意見書を書いたのか特定できない。あなたの方で資料を指定して欲しい」と言ってきました。しかし局医に会ったこともなく、意見書を出すことすら知らされていない私に、資料を特定でき

るはずもありません。

結局、担当監察官は、資料が特定できないとの理由で、意見書が書かれた平成19年特定月日までの間に収集された全資料約2000枚を開示してきました。担当監察官によれば、「局医がこれを全部見たわけではないが、この中のどれかを見た。どれを見たかは特定できない。」とのこと。そして、意見書の受付日を示す資料や、労働基準監督署調査官が局医に依頼した文章等、依頼や提出に関わる資料は何も開示されませんでした。そのため、意見書には「時間外労働もほとんどない」などと記載されているにも関わらず、局医がどの資料の労働時間数などを基に判断したのか、私には分からずじまいです。

労働基準監督署調査官は、特定局医の意見書を採用して労災不支給決定をしたというのに、意見書の基となった資料が不明ということがあり得るのでしょうか。

調査官が特定局医に意見書を依頼した文章、封筒等、依頼に関わる全資料、同局医が意見書を郵送した封筒等、提出に関わる全資料（出頭して提出した場合は、交通費の記録など、出頭の事実が分かる資料）、意見書を書くに当たり同局医が閲覧した全資料が開示されるよう求めるものです。

## (2) 意見書

審査請求人から意見書が当審査会宛てに提出（平成28年6月13日）された。（諮問庁の閲覧に供することは適当でない旨の意見が提出されており、その内容は記載しない。）

## (3) 意見書2

はじめに

以下、諮問庁の平成30年3月7日付け「補充理由説明書」に対する反論、並びに「理由説明書」に対する補充意見を述べます。

なお、原処分において東京労働局は調査結果復命書に付された資料番号（No. 1～18）に沿って開示したにも関わらず、諮問庁は「文書番号（1～44）」なるものを創作して理由説明を行っています。その際、文書番号がどの資料番号に該当するのか明らかにせず、各文書の合計枚数も明らかにしていません。

したがって、諮問庁の理由説明書の「文書番号」が、私の手元にある資料番号のどれに相当するのか、正確には分かりませんので、原処分に付された資料番号（1～18）に沿って意見を述べます。

諮問庁に対し、このような身勝手なやり方を改めるよう再三申し述べておりますが、一向に改まる気配がありません。法47条は、「開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずる」ことを行政機関に義務付けています。諮問庁の理由説明書は、同条文の趣旨に反

するものです。

諮問庁が、いたずらに混乱を招くことはやめ、原処分時に東京労働局が付した資料番号に沿って、理由説明書及び補充理由説明書の記載を改めるよう、貴審査会の適切な指導を求めるものです。

ア 平成30年3月7日付「補充理由説明書」に対する反論

(ア) 文書番号7「事業場提出資料①」について

原処分の資料No. 1に、事業場が提出した資料が編綴されています。その106枚目が私の経歴書で、107枚目と108枚目が全面黒塗りであることから、「②10頁、11頁」は、当時の私の同僚であったaさんとbさんの経歴書と思われます。

そうであるとすれば、中身の開示は求めませんが、資料名・氏名等が分かる部分の開示を求めるものです。

(イ) 文書番号14「腰痛や頸肩腕障害が起きる職場環境について等」について

「腰痛や頸肩腕障害が起きる職場環境について」は、私が作成・提出したもので、原本を手元に保有しているため不開示とする理由はありません。事実、資料No. 2, 4, 5, 7, 15において既に開示されています。したがって、文書番号14が「腰痛や頸肩腕障害が起きる職場環境について」であるはずがなく、私には反論のしようがありません。

文書番号14が「腰痛や頸肩腕障害が起きる職場環境について等」とする別表の記載は、入力ミス等による誤りと思われるので、諮問庁に問い合わせるようお願いいたします。その結果を受けて、改めて意見を申し述べたいと思います。

ここにも、諮問庁が勝手に「文書番号」なるものを付して理由説明をしている弊害が現れているので、原処分時の資料No. に沿って記載するよう改めて求めるものです。

(ウ) 文書番号15「ファクシミリ送付のご案内」について

今回の補充理由書で追加された「66頁、87頁」が、私の手元にある「ファクシミリ送付のご案内」の何枚目に該当するのか不明のため、反論のしようがありません。「ファクシミリ送付のご案内」の総数が何頁あるのかも不明です。今回の理由説明書においても明らかにされておらず、隠蔽があると思えません。

そもそも「66頁、87頁」に限らず、他の頁も、私の手元にある資料の何枚目に該当するのか分かりません。例えば、「ファクシミリ送付のご案内」は原処分時の資料No. 8の85～196枚目に綴られています。その15頁目（したがって資料No. 8の99枚目）、16頁目（同資料の100枚目）にも黒塗りはありませ

ん。

このように、「①15頁ないし19頁，24頁，43頁，66頁，87頁，90頁，95頁，109頁不開示部分」の記載そのものが、私の手元にある資料No. 8の何枚目に該当するのか不明なのです。

したがって、諮問庁が、原処分時の資料No. 8の文書毎の合計頁数を明らかにした上で、再度補充理由説明書を提出するよう求めるものです。それを受けて、再度意見を申し述べたいと思います。

他の資料においても、諮問庁（並びに東京労働局）は、不服審査や裁判で自身が不利にならないよう、度々資料を抜き取って隠蔽をしたり、何の資料かも分からないように全面黒塗りしたり、個人情報に当たらない箇所を黒塗りしてきたことが明らかになっています。このような姿勢は改められなければならないと思います。

#### イ 諮問庁の「理由説明書」に対する補充意見

##### （ア）局医の意見書について（資料No. 14所収）

##### a 「いずれも作成しておらず、保有していない」が虚偽であること

諮問庁は、「意見書の受付日が分かる資料」、「調査官が医師に意見書の依頼をした経緯が分かる資料」、「医師がどのような方法で意見書を提出したのかが分かる資料」を開示しない理由として、「上記の3種類の文書はいずれも作成しておらず、保有していない」「一般的な地方労災医員の勤務状況・内容を踏まえれば、処分庁の説明は合理的である」等と弁明しています。

しかし局医に意見書を依頼する場合、担当職員は、「診断及び意見書提出の依頼について（伺い）」を作成して労働基準監督署長の許可を得た上で、「診断及び意見書提出の依頼について」を当該医師に発出しなければなりません（以上、諮問庁の通達である「労災保険給付事務取扱手引」所収の診様式第14号の1及び第15号の1）。そして、「専門医等に対する意見書依頼台帳」（同手引の様式11頁）に記録を残さなければならないことになっています。

通達により様式が定められている以上、これらの書類を作成していないことはあり得ません。たとえ労働基準監督署内において職員が直接依頼したとしても、それが意見書依頼台帳に記録を残さない理由足りえません。

また、労災不服審査請求及び訴訟が提起された場合は、判決後10年間は当該審査に関わる資料を保存するよう定められており、この点からも資料を保有していないことはあり得ません。

したがって、諮問庁の回答が虚偽であることは明白です。あらためて資料の提出を求めるものです。

b 局医の出勤記録等の開示を求める

諮問庁は、「意見書作成日に特定労働基準監督署内において業務を行っていた地方労災医員に職員が直接依頼して作成したもの」と弁明しています。

しかし、そうであれば諮問庁は、意見書を作成したとされる平成19年特定月日に局医が東京労働局特定労働基準監督署で勤務していたことを示す資料（勤務日、勤務時間、交通費及び日当等を記したものを）を示すべきです。労働基準監督署は、局医に勤務日や勤務日数、作業内容に応じた報酬並びに出張した場合の交通費などを事前に起案し、後日支払をしているのですから、それらの資料は必ず存在するはずで

したがって、平成19年特定月の局医の勤務目、勤務時間、日当等を記した資料及び出張交通費の事前起案書など提出を求めます。

c 参考資料が不明な医師意見書はあり得ないことについて

本件労災審査では、労働基準監督署長は、私を直接診断した主治医が、業務と疾病の因果関係の根拠となる医学書を添付して提出した主治医意見書を否定し、「局医は業務外との意見であることから、これを採用した。」（添付：労働基準監督署長が労災保険審査会に提出した意見書より。労災保険審査会発行の事件プリント416頁の口の③所収）として不支給決定を行いました。私を直接診察したわけでもなく、面識すらない局医の意見を採用して不支給決定したと言うのですから、局医が意見書を書く際に参考にした資料を明らかにすることは、処分庁や諮問庁の義務でもあります。

しかし諮問庁は「特定が困難」と述べ、原処分を担当した東京労働局労災補償課監察官も「局医が見た資料は特定できないが、可能性のあるものとして、平成19年特定月日前日までに収集・作成された全資料を開示する」と説明しました。

不支給決定の判断に多大な影響を及ぼした局医の意見書が、何の資料を基に作成されたのかを特定できないという事実は、本件労災審査がずさんに行われたことを示しており、審査の信ぴょう性を損なうものです。

ここに、あらためて、「意見書の受付日が分かる資料」、「調査官が局医に意見書の依頼をした経緯が分かる資料」、「局医がどのような方法で意見書を提出したのかが分かる資料」、

「局医がどの資料を見て書いたのか」の開示を求めるものです。  
(イ) 事業場調査復命書、面談記録、頸肩腕症候群に関する調査書の開示を求める

原処分で開示された資料の中には、平成19年特定月日 i, 同年特定月日 ii, 同年特定月日 iii の3回の事業場実地調査の復命書や、私と調査官の同年特定月日 iv と特定月日 v の面談記録が含まれていません。諮問庁は、事業場実地調査や関係者と面談を行った時は、必ず実地調査復命書を作成するよう通達（労災保険給付事務取扱手引ほか）で義務付けているので、それらは必ず存在するはずです。

また、「頸肩腕症候群に関する調査書」（諮問庁の通達である「業務上疾病の認定事務手引」で指定されている書式）も含まれていません。

諮問庁は、「地方労災医員、労災協力医等の専門医に対して医証を依頼する場合には、事案の詳細を把握した段階において、傷病の発生状況、業務内容、業務量等の事項、症状経過、治療内容、主治医意見等の事案の概要を時系列的に要領よく取りまとめ、医証の作成依頼を行う」よう指示しており、同調査書は、それを具体化したものです。

ところが、局医の意見書には、『発症6ヶ月前の業務量は打鍵作業は少なく（タッチ数は確認していないが）、時間外労働はほとんどなく、業務荷重は認められず業務外が妥当である。』と記されています。

このような記載は（書かれた内容の真偽はともかく）、事業場実地調査の復命書や面談記録、頸肩腕症候群に関する調査書を見なければ書けるものではありません。

したがって、局医が見たはずの、3回の事業場実地調査の復命書、私との面談記録、頸肩腕症候群に関する同調査書の開示を求めます。  
おわりに

局医の「意見書」には受付日が明記されておらず、郵送か直接受付かの区分を示すスタンプもありません。また参考にした資料の記載や添付もありません。したがって、いつ、どのような資料を参考にして作成され、どのように提出されたのかが一切不明です。また、医師意見書であるにも関わらず主治医意見に対する反論や医学的見解は一切ありません。したがって、医証としての信ぴょう性がないと言って過言ではなく、実際に各資料を参考にして書いたのかさえ疑問です。

また、作成日が調査結果復命書と同日の平成19年特定月日であり、かつ、医学的内容が一切書かれていないにも関わらず、労働基準監督署長は主治医の意見を否定して「局医は業務外との意見であることから、

これを採用した。」（前記労働基準監督署長の意見書）というのですから、調査結果復命書の内容（不支給決定）に合わせるために、あらかじめ結論ありきの内容を書くよう局医に促したことが強く伺われます。

というのも、時間外について「時間外労働もほとんどなく」と記されていますが、例えば、「ファクシミリ送付のご案内」（資料No. 8の85～196枚目）の余白上部に印字された時刻は、私が時間外勤務を行っていた客観的証拠であるにも関わらず、それと相違する結論になっているからです。

労基署長は、私を直接診断した主治医の意見書を否定し、診断もせず、面識すらない局医の意見書を採用して不支給決定したというのですから、局医に見せた資料を特定することは、諮問庁の義務でもあります。

私が開示を求めている資料が、仮に不存在、もしくは特定できないのであれば、局医意見書の信ぴょう性は損なわれ、本件労災審査がずさんに行われたことになると思います。

諮問庁は、局医意見書が正当に作成されたことを示すためにも、全てを開示するよう求めるものです。

（添付資料省略）

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 理由説明書

##### （1）諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、法14条2号、3号イ、5号及び7号柱書きに基づき不開示とした原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものとする。

##### （2）理由

###### ア 本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報は、審査請求人に対する平成19年特定月日X付け特定労働基準監督署による労災不支給決定に関し、平成19年特定月日Y付け東京労働局労災医員が作成した意見書に関わる資料である。

審査請求人は、請求する資料に関して、「意見書の受付日が分かる資料」、「調査官が医師に意見書の依頼をした経緯が分かる資料」、「医師が参考とした資料全て」、「医師がどのような方法で意見書を提出したのかが分かる資料」、の4種類に分けて請求をしている。

このうち、「意見書の受付日が分かる資料」、「調査官が医師に意見書の依頼をした経緯が分かる資料」、「医師がどのような方法で意見書を提出したのかが分かる資料」について処分庁に確認したところ、当該意見書は、意見書作成日に特定労働基準監督署内において業務を行っていた東京労働局労災医員に職員が直接依頼し作成

されたものであり、審査請求人の請求する上記の3種類の文書はいずれも作成しておらず、保有していないとのことであり、一般的な地方労災医員の勤務状況・内容を踏まえれば、処分庁の説明は合理的である。

また、「医師が参考とした資料全て」については、特定が困難であるものの、可能性も含めて処分庁が医師に提供した全資料を保有個人情報として特定しているものであり、行政文書に記録されたものを対象とする法の規定に鑑みれば、処分庁の特定方法は妥当である。

#### イ 不開示情報該当性について

##### (ア) 法14条2号の不開示情報

a 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号7の②、20の②、38の①及び②の不開示部分は、審査請求人以外の氏名、印影など、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものであるため、当該情報は、法14条2号本文に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

b 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号3の②、7の③、10、15の①、37及び43の不開示部分は、特定労働基準監督署の調査官等が本件労災請求に係る処分を行うに当たり、審査請求人以外の特定期間から聴取をした内容等である。当該聴取内容等に関する情報が開示された場合には、被聴取者等が、不当な干渉を受けることが懸念され、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため、当該情報は、法14条2号本文に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

##### (イ) 法14条3号イの不開示情報

a 別表に記載した情報のうち、文書番号20の①の不開示部分は、特定事業場A等の印影である。印影は、書類の真正を示す認証的な機能を有する性質のものであり、かつ、これにふさわしい形状のものであることから、これらの情報が開示された場合には、偽造により悪用されるおそれがある等、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

b 別表に記載した情報のうち、文書番号3の①、3の②、7の③、15の①及び②並びに38の②の不開示部分は、特定事業場Aの業務内容に関する情報等であり、当該事業場等が一般に公に

していない内部情報である。そのため、仮にこれらの情報が開示された場合には、当該事業場が、当該内容に不満を抱いた労災請求人等から不当な干渉を受けることが懸念され、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(ウ) 法14条5号の不開示情報

別表に記載した情報のうち、文書番号7の①の不開示部分は、出力帳票のうち「ユーザー名」である。このユーザー名は労働基準行政情報システム・労災行政情報管理システム端末の操作に当たり、当該システムを特定利用するためアクセス管理者から職員に対し個別に設定されたものであって、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）2条2項に定める「識別符号」である。当該システムにアクセスするためには、この識別符号の入力が必須となることから、これが開示された場合には、電気通信回線を通じて当該システムにこの識別符号を入力し、職員以外の者によるシステムへの不法な侵入・破壊を招くおそれがあり、犯罪を誘発し又は犯罪の実行を容易にするおそれがある情報が記載されており、法14条5号に該当することから、当該部分を不開示とすることが妥当である。

(エ) 法14条7号柱書きの不開示情報

a 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号3の②、7の③、10、15の①、37及び43の不開示部分は、特定労働基準監督署の調査官等が本件労災請求に係る処分を行うにあたり、審査請求人以外の特定個人から聴取した内容等である。これらの聴取内容等が開示された場合には、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあることは、上記（ア）bで既に述べたところである。

加えて、これらの情報を開示するとした場合、被聴取者が心理的に大きな影響を受け、被聴取者自身が把握・認識している事実関係について申述することを躊躇し、労災請求人側、事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するといった事態が発生し、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係についての客観的申述を得ることが困難になるおそれがある。したがって、これらの情報は、開示することにより、労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱書きの不開示情報に該当するため、原処分を維持して不開示と

することが妥当である。

- b 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号3の①、3の②、7の③、15の①及び②並びに38の②の不開示部分は、特定事業場Aの業務内容に関する情報等であり、当該事業場が一般に公にしていない内部情報である。これらの情報が開示された場合には、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な権利を害するおそれがあることは、(イ) bで既に述べたところである。

さらに、これらの情報は、守秘義務により担保された労災補償行政に対する信頼に基づき、当該事業場に理解と協力を求めた上で得られたものであるから、当該情報を開示とした場合には、このことを知った事業場だけでなく関係者の信頼を失い、労災認定の調査への協力を躊躇させることとなり、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要な事実関係を把握することが困難となる。したがって、これらの情報は開示することにより労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱書きに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

### (3) 結論

以上のとおり、原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

## 2 補充理由説明書

法42条の規定に基づき、平成28年5月16日付け厚生労働省発基0516第1号により諮問した平成28年(行個)諮問第73号に係る諮問書理由説明書につき、以下のとおり修正するとともに、同理由説明書別表に不開示理由の修正を行う。

### (1) 不開示情報該当性について

理由説明書の該当部分を以下のとおり修正する。

#### イ 不開示情報該当性について

(ア) 法14条2号の不開示情報

a 「文書番号14」を追加。

(イ) 法14条3号イの不開示情報

b 「文書番号7の②」及び「文書番号14」を追加。

(エ) 法14条7号柱書きの不開示情報

b 「文書番号7の②」及び「文書番号14」を追加。

### (2) 理由説明書別表の修正等について

理由説明書別表の該当部分を以下のとおり修正する。

文書 番号	対象文書名	不開示を維持する部分	不開示情報 法14条該当号			
			2号	3号 イ	5号	7号 柱書き
7	事業場提出資料①	②10頁, 11頁不開示部分	○	○		○
14	<腰痛や頸肩腕障害が起きる職場環境について>等	10頁ないし40頁不開示部分, 42頁ないし51頁不開示部分, 53頁不開示部分, 55頁ないし85頁不開示部分, 87頁ないし91頁不開示部分	○	○		○
15	ファクシミリ送付のご案内	①15頁ないし19頁, 24頁, 43頁, 66頁, 87頁, 91頁, 96頁, 110頁不開示部分	○	○		○

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年5月16日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月26日 審議
- ④ 同年6月13日 審査請求人から意見書及び資料を收受
- ⑤ 平成29年12月12日 本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑥ 平成30年3月7日 諮問庁から補充理由説明書を收受
- ⑦ 同月19日 審査請求人から意見書2及び資料を收受
- ⑧ 同月26日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象保有個人情報の開示を求めるものである。

処分庁は、本件対象保有個人情報1、本件対象保有個人情報2及び本件対象保有個人情報4について、これらを保有していないとして不開示とし、本件対象保有個人情報3の一部について、法14条2号、3号イ、5号及び7号柱書きに該当するとして、不開示とする原処分を行った。

これに対して、審査請求人は、不開示部分の開示を求めているが、諮問庁は、原処分は妥当であるとしていることから、本件対象保有個人情報3

の見分結果を踏まえ、本件対象保有個人情報 1、本件対象保有個人情報 2 及び本件対象保有個人情報 4 の保有の有無並びに本件対象保有個人情報 3 の不開示部分の不開示情報該当性について、以下、検討する。

なお、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、審査請求人の特定労働基準監督署長による労災保険給付の不支給決定を不服とした特定労働者災害補償保険審査官（以下「労災保険審査官」という。）に対する労働者災害補償保険法に基づく審査請求について、原処分前に労災保険審査官による決定がなされ、審査請求人に対して、既に決定書の送付がなされているとのことであった。また、その後、審査請求人から労働保険審査会に再審査請求がなされ、審査請求人に対し、原処分前にいわゆる事件プリントの送付がなされ、さらに、労働保険審査会による裁決がなされ、審査請求人に対して、既に裁決書の送付もなされているとのことであった。

そうすると、審査請求人は、原処分前に、決定書、事件プリント及び裁決書の記載の内容は承知しているものと認められることから、以下の検討においては、諮問庁から提示された決定書、事件プリント及び裁決書の内容も踏まえることとする。

## 2 本件対象保有個人情報 1、本件対象保有個人情報 2 及び本件対象保有個人情報 4 の保有の有無について

(1) 諮問庁は、本件対象保有個人情報 1、本件対象保有個人情報 2 及び本件対象保有個人情報 4 の保有の有無について、上記第 3 の (2) アのとおり説明するので、当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、更に確認させたところ、諮問庁は以下のとおり説明する。

ア 諮問庁が東京労働局労災医員特定医師への意見書提出の依頼及び受領について、改めて処分庁に確認したところ、特定労働基準監督署の特定調査官は、平成 19 年特定月日 Y に、同署で業務を行っていた東京労働局労災医員特定医師に対し、口頭により、審査請求人の補償給付支給申請に係る意見書の作成を依頼した。同医師は、当日、関係資料を確認の上、意見書を作成し、同調査官に提出した。また、当該意見書は、同医師の執務中に受理したものであることから、受理印を必要としないとのことであった。

イ 地方労災医員は、都道府県労働局長が委嘱する非常勤の国家公務員であり、労働者災害補償保険法の規定による保険給付に係る事務のうち、医学に関する専門的知識を要するものについて、労働基準監督署長等の求めに応じて文章又は口頭で意見を述べるものである。

地方労災医員の勤務場所は、原則として、都道府県労働局労災主務課であるが、業務が相当程度ある労働基準監督署を勤務場所とすることができるものであり、その場合には、特段文書での依頼等を行わない。

(2) 上記(1)の諮問庁の説明には不自然・不合理な点はなく、これを覆すに足りる事情は認められない。

(3) 以上のことから、東京労働局において本件対象保有個人情報1、本件対象保有個人情報2及び本件対象保有個人情報4を保有しているとは認められない。

### 3 本件対象保有個人情報3の不開示部分の不開示情報該当性について

#### (1) 別表に掲げる文書3の不開示部分について

当該文書は、特定事業場Aの事務業務操作手引書である。

ア 16頁は、信販会社が作成した特定事業場Aの資金手数料明細書であり、不開示部分には、特定事業場Aの口座振替の件数、金額及び振替先口座が記載されている。

当該部分は、特定事業場Aの内部管理情報であって審査請求人が知り得る情報とは認められず、これを開示すると、特定事業場Aの権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、同条7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

イ 17頁は、信販会社が作成した特定事業場Aの会員に係る振替不能明細書であり、不開示部分には、特定事業場Aの会員の会員番号、氏名及び口座振替処理における会員識別データが記載されており、20頁は、特定事業場Aの商品在庫帳であり、不開示部分には、特定月日ごとの各顧客の法人名及び氏名並びに特定事業場Aへの入出庫を示す内容等が記載されており、21頁ないし34頁は、発送先リストであり、不開示部分には、会員ごとの会員番号、氏名、住所及び電話番号が記載されている。

当該部分は、特定事業場Aの内部管理情報であって審査請求人が知り得る情報とは認められず、これを開示すると、特定事業場Aの権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、同条2号及び7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

#### (2) 別表に掲げる文書7の不開示部分について

ア 1頁は、労働基準行政情報システム・労災行政情報管理システムにアクセスする際のユーザー名であり、これを開示すると、職員以外の者による当該システムへの不法な侵入及び同システムの破壊を招くおそれがあり、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条5号に該当し、不開示とすることが妥当である。

イ 10頁及び11頁は、労働基準監督署の特定調査官が本件労災請求に対する処分に対し提出を受けた、審査請求人の休暇の経緯等に係る特定事業場Aの資料であり、21頁ないし24頁（下記ウを除く。）は、労働基準監督署の特定調査官が本件労災請求に対する処分に対し、審査請求人以外の個人に係る休暇の経緯等について報告を求めた内容及びこれに関する特定事業場Aからの提出資料である。

これを開示すると、特定事業場Aや関係者が労災認定の調査への協力をちゅうちょし、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要な事実関係を把握することが困難となり、労働基準行政機関が行う労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとの諮問庁の主張は首肯できる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条2号及び3号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ウ 23頁5行目4文字目ないし最終文字、24頁4行目5文字目ないし最終文字及び5行目21文字目ないし最終文字は、審査請求人以外の個人のメールアドレスである。

当該部分は、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められず、当該部分は、個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地はない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、同条3号イ及び7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

エ 25頁及び26頁は、特定事業場Aから提出された文書であり、これらの文書の内容は、審査請求人の知り得るものではなく、これを開示すると、特定事業場Aの事業者を始めとする各事業者が、労働基準行政機関に対する関係資料の提出等に非協力的となり、労働基準行政機関が行う労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条2号及び3号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(3) 別表に掲げる文書10の不開示部分について

ア 25頁1行目は、審査請求人以外の個人の氏名である。

当該部分は、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに

該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められず、当該部分は個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、同条7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

イ その余の部分は、労働基準監督署の特定調査官が本件労災請求に対する処分に当たり、審査請求人以外の個人から聴取した内容が記載されている。

これを開示すると、被聴取者が、労災給付審査請求人である審査請求人からの批判等をおそれ、被聴取者自身が認識している事実関係等について直接的な申述を行うことをちゅうちょし、労災給付審査請求人側又は所属事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するなど、正確な事実関係の把握が困難となるおそれがあり、労働基準行政機関が行う労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(4) 別表に掲げる文書14の不開示部分について

当該文書は、会員登録受付簿、追加注文受付簿及び解約受付簿である。

当該文書の不開示部分である各会員の会員番号、氏名及び法人名（会員名欄の右欄に記載されているものを含む。）は、当該事業場の顧客情報そのものであり、顧客情報は、事業を営む者にとって経営の要ともいえる機密情報であり、その内容から経営状態、信用度合い、経営戦略等、事業に関わる様々な内容を把握し得るものであると認められる。このため、これを開示すると、特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、同条2号及び7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(5) 別表に掲げる文書15の不開示部分について

ア 15頁、16頁、24頁、43頁、66頁、87頁、91頁、96頁及び110頁

当該各文書は、特定事業場Aの会員登録に係る入力作業を請け負った取引先事業場からの入力作業に係る不明分の問合せ表であり、不開示部分は、①ファクシミリの発信の印影、②会員番号欄（会員No.欄）、氏名欄（会員名欄）、不明点欄及び回答欄、③16頁の会員番号、氏名及び電話番号である。

(ア) 15頁、43頁及び66頁のファクシミリの発信者の印影は、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報

であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書きないしハのいずれにも該当する事情は認められず、当該部分は個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、同条3号イ及び7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

- (イ) 15頁、24頁、43頁、66頁、87頁、91頁、96頁及び110頁の会員番号欄（会員No.欄）の会員番号並びに氏名欄（会員名欄）の法人名及び氏名、15頁、43頁、66頁、91頁、96頁及び110頁の不明点欄の会員番号、氏名、法人名、口座番号、口座名義及び支払金融機関名並びに16頁の不開示部分は、特定事業場の顧客情報そのものであり、顧客情報は、事業を営む者にとって経営の要ともいえる機密情報であり、その内容から経営状態、信用度合い、経営戦略等、事業に関わる様々な内容を把握し得るものであると認められる。このため、これを開示すると、特定事業場Aの権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、同条2号及び7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

イ 17頁ないし19頁

当該文書のうち17頁は会員登録申請書であり、18頁及び19頁は変更届である。

- (ア) 17頁の①申請者欄には、会員登録申請者の会員番号、氏名、印影、生年月日、住所、電話番号及びFAX番号が、②紹介者欄には、紹介者の会員番号、氏名及び電話番号が、③預金口座振替依頼書等の振込先欄には、金融機関・支店名、金融機関・支店コード名、口座名義及び口座番号が記載されており、上記ア（イ）と同様の理由により、法14条3号イに該当し、同条2号及び7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

- (イ) 18頁及び19頁は、特定会員の会員番号、氏名、印影、生年月日、電話番号、FAX番号、住所及び口座番号が記載されており、上記ア（イ）と同様の理由により、法14条3号イに該当し、同条2号及び7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ウ 112頁

当該部分は、特定事業場Aの業務内容に関する情報であって、審査請求人の知り得る情報ではなく、上記ア（イ）と同様の理由により、法14条3号イに該当し、同条7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(6) 別表に掲げる文書20の不開示部分について

ア 「診療報酬明細書（写）の交付依頼に係る回答書」の印影は、特定健康保険組合の印影であり、当該印影は当該文書が真正に作成されたことを示す認証的機能を有するものとして、それにふさわしい形状をしているものと認められ、これを開示すると、当該組合の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

イ その余の部分は、審査請求人以外の個人の氏名であり、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められず、当該部分は個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(7) 別表に掲げる文書37の不開示部分について

当該部分は、労働基準監督署の特定調査官が本件労災請求に対する処分に当たり、審査請求人の勤務していた事業場を撮影した写真であり、不開示部分は、審査請求人以外の人影が写っていることが認められる。

当該人影は、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められず、当該部分は個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、同条7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(8) 別表に掲げる文書38の不開示部分について

ア 3頁

当該部分は、審査請求人以外の個人の名刺であり、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

次に、法14条2号ただし書該当性について検討する。

各役職名、氏名、直通電話番号及びメールアドレスについては、審査請求人の当時の勤務先であっても当該個人の氏名等を知り得ると

まではいえず、法14条2号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情は認められない。また、当該部分は個人識別部分であり、部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

イ 7頁

当該不開示部分は、特定事業場Bの組織図における審査請求人以外の個人の氏名であり、上記アと同様の理由により、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

ウ 8頁

当該部分は、特定事業場Bの座席配置図であり、不開示部分は、審査請求人以外の個人の氏名であり、上記アと同様の理由により、法14条2号に該当し、同条3号イ及び7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(9) 別表に掲げる文書43の不開示部分について

当該部分のうち、1頁は文書37の11頁と同一の写真であり、2頁は文書37の10頁と同一の写真であるから、上記(7)と同様の理由により、法14条2号に該当し、同条7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、本件対象保有個人情報1、本件対象保有個人情報2及び本件対象保有個人情報4を保有していないとして不開示とし、本件対象保有個人情報3の一部を法14条2号、3号イ、5号及び7号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、東京労働局において本件対象保有個人情報1、本件対象保有個人情報2及び本件対象保有個人情報4を保有しているとは認められず、また、本件対象保有個人情報3につき不開示とされた部分は、同条2号、3号イ、5号及び7号柱書きに該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

## 別紙

審査請求人に対する平成19年特定月日X付け特定労働基準監督署による労災不支給決定に関する個人情報の中に、平成19年特定月日Y付け東京労働局労災医員特定医師の意見書が存在した。同意見書に関して、

- ① 同意見書には、当然あるべきはずの受付日スタンプ印が無いが、受付日を示す資料を開示されたい。資料がない場合、受付日はいつかを開示されたい。（本件対象保有個人情報1）
- ② 特定調査官は、労災委員特定医師に、いつ、どのような方法・手段により意見書作成を依頼したのか。依頼した文章、封筒等、依頼に関わる資料を全て開示されたい。（本件対象保有個人情報2）
- ③ その際、特定医師が参考とした資料を全て開示されたい。（本件対象保有個人情報3）
- ④ 特定医師は、いつ、どのような方法・手段で意見書を提出したのか。意見書を同封した封筒等、提出に関わる全資料を開示されたい。（本件対象保有個人情報4）

別表

1 文書 番号	2 対象文書名	3 不開示を 維持する部 分	4 不開示情報 (法14条該当号)			
			2号	3号イ	5号	7号柱 書き
1	休業補償給付支給請求書等	—				
2	復命書1等	—				
3	事務業務操作手引書等	① 16頁の不開示部分		○		○
		② 17頁, 20頁ないし34頁の不開示部分	○	○		○
4	写真1	—				
5	出勤簿	—				
6	就業規則	—				
7	事業場提出資料1	① 1頁ユーザ一名			○	
		② 10頁, 11頁不開示部分	○	○		○
		③ 21頁ないし26頁不開示部分	○	○		○
8	聴取書等1	—				
9	聴取書等2	—				
10	聴取書等3	25頁不開示部分	○			○
11	聴取書等4	—				
12	聴取書等5	—				
13	聴取書等6	—				
14	<腰痛や頸肩腕障害が起きる職場環境について>等	10頁ないし40頁不開示部分, 42頁ないし51頁	○	○		○

		不開示部分, 53頁不開示 部分, 55頁 ないし85頁 不開示部分, 87頁ないし 91頁不開示 部分				
15	ファクシミリ送 付のご案内	①15頁ない し19頁, 2 4頁, 43 頁, 66頁, 87頁, 91 頁, 96頁, 110頁不開 示部分	○	○		○
		②112頁不 開示部分		○		○
16	会員登録申請書 等	—				
17	意見書等1	—				
18	意見書等2	—				
19	文献1	—				
20	診療報酬明細書 (写)の交付依 頼についての回 答等	①1頁印影部 分		○		
		②1頁担当者 氏名部分	○			
21	医師意見書	—				
22	文献2	—				
23	自己意見書1	—				
24	自己意見書2	—				
25	提出資料1	—				
26	提出資料2	—				
27	提出資料3	—				
28	提出資料4	—				
29	提出資料5	—				
30	自己意見書3	—				

3 1	自己意見書 4	—				
3 2	自己意見書 5	—				
3 3	意見書等	—				
3 4	文献 3	—				
3 5	要求及び団体交渉申入書	—				
3 6	復命書 2 等	—				
3 7	写真 2	5 頁, 1 0 頁, 1 1 頁不開示部分	○			○
3 8	事業場資料 1	① 3 頁不開示部分, 7 頁不開示部分,	○			
		② 8 頁不開示部分	○	○		○
3 9	聴取書等 7	—				
4 0	事業場資料 2	—				
4 1	意見書等	—				
4 2	事業場資料 3	—				
4 3	写真 3	不開示部分全て	○			○
4 4	提出資料 6	—				

(注 1) 対象文書には頁番号は付番されていないが、文書 1 ないし文書 4 4 の各 1 枚目以降を各 1 頁等と付番したものを「頁」として記載している。

(注 2) 補充理由説明書の内容も反映済み。

(注 3) 理由説明書において、該当頁に誤りがあったが、諮問庁に確認の上、審査会において修正済み。